

赤穂民間観光イベント等開催補助金 審査の手順と解説

1 審査の趣旨

応募されたイベント等に対する補助金交付の可否判断は、あこう魅力発信基地が設置する審査会の審査に基づき行います。

申請者によるプレゼンテーションの後に審査を行うことを原則としますが、申請者がプレゼンテーションを希望しない場合は、申請書類に基づいて審査を行います。

2 審査会の審査手順

- (1) 申請者から提出のあった応募書類について、あこう魅力発信基地事務局で応募の要件を満たしているか書類審査を行います。この審査を通過した申請を、審査会で審査していただきます。
- (2) 審査は、申請者のプレゼンテーションを受けて行うことを原則とします。
- (3) プレゼンテーションは公開で行います。
- (4) 審査委員はプレゼンテーションの場で、申請事業に対する質問を行うことができます。
- (5) プレゼンテーション終了後、審査委員は各申請事業の採点を行います。
- (6) 各審査委員の採点を事務局で取りまとめ、上位から順に予算の範囲で補助金の交付を決定します。

3 審査会の開催日時と場所

◆開催日時 令和6年6月8日（土）9時から12時まで
（申請数により変動します）

◆開催場所 赤穂市役所2階 204・205会議室

4 審査結果の公表

- (1) 審査結果は、すべての申請団体に後日送付します。
- (2) 審査の概要は、後日記録が整理できた後、（一社）あこう魅力発信基地の公式ホームページで公開します。

5 審査項目及び審査方法

- (1) 予備審査項目（形式上の審査）

応募要件に関する審査項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 市内に主な活動の基盤を有する5人以上の団体であるか。○ 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的に組織されている団体でないか。○ 規約、会則等が整備されている団体であるか。○ 活動の成果が特定の個人、団体等のみに帰属する活動でないか。○ 地域の行事等で、既に継続的に行われている活動ではないか。○ 対象経費の設定は妥当であるか。 |
|---|

(2) 本審査（実質審査）

事業内容に関する審査項目

| 項 目 | 説 明 |
|------------------|--|
| ①公 益 性・ 有 効 性 | <ul style="list-style-type: none">○ 事業が社会状況・住民・観光客のニーズなどに即し、具体的な成果が見込めるものであるか。○ 事業実施の効果が特定の者・団体等に限定されず、広く地域に及ぶものであるか。○ 運営が閉鎖的でなく、広く開かれた組織か。 など |
| ②新 規 性 | <ul style="list-style-type: none">○ 事業内容に新規性があり、補助の趣旨に合致しているものか。○ 既存事業であっても新たな要素を加え、観光振興により効果的な事業内容となっているか。 など |
| ③実 現 性 | <ul style="list-style-type: none">○ 実践的な方法、手順、スケジュール、体制、費用、収支計画で事業が立案され、実現可能なものであるか。○ 事業の目的・目標、効果は明確か。 など |
| ④自 立 性・ 将 来 性 | <ul style="list-style-type: none">○ 事業が一過性でなく、補助金による支援が終了した後も継続的な事業展開が見込まれるか。○ 将来的に自主的な財源の確保により自立が見込める事業内容であるか。○ 具体的な成果が望め、次の段階への発展や新たな付加価値の創出などの事業展開が見込まれるか。 など |
| ⑤観光戦略と の整合性 | <ul style="list-style-type: none">○ 観光戦略等に掲げるターゲットの誘客やブランディングの方向性と合致するものであるか。○ 着地型・体験型観光商品の造成や市内の周遊・滞在時間の延長、観光消費額の向上に寄与する取り組みであるか。○ コアバリューエリアの活性化に寄与する取り組みであるか。 など |

(3) 審査方法

ア 審査委員は、本審査において、5つの審査項目に対して5段階で評価を行います。

（25点満点）

イ 5名の審査委員の合計（125点満点）を得点とします。